

令和8年1月1日から令和8年12月31日の間に

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金を受給した皆様へ

令和8（2026）年中に本補助金を受給した方は、税の申告が必要です。賃貸と購入で方法が異なりますので、以下を確認の上、申告してください。

なお、申告にあたっては、「郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付決定兼確定通知書」を使用してください。

○住宅の賃借費用や引越費用で本補助金を受給した方

所得税法及び地方税法上の『一時所得』に該当し、申告が必要です。

ただし、50 万円以下の特別控除が適用されることから、以下の計算式を用いた計算の結果、所得が発生しない場合、課税所得への影響はありません。

※本補助金の他に一時所得に該当する収入（例：生命保険の配当金など）がある場合や他の所得で特別控除を適用している場合などを除きます。

＜一時所得の所得金額の計算式について＞

（収入金額 － 必要経費◆ － 特別控除額 50 万円） ÷ 2 ＝ 一時所得の金額

◆本補助金の必要経費… 住民票など証明書の手数料、コピー代金及び郵便料など
本補助金を申請するために必要となった経費です。

＜申告先について＞ ①か②のいずれかとなります。

申告先	該当する場合
①市区町村の 税務担当課	給与を1か所から受けていて、その給与の全部が源泉徴収の対象となる人で、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下の方
②税務署	給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超える方、または①に該当しない方

○住宅の購入・新築費で本補助金を受給した方

一時所得としての申告は必要ありませんが、「住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）」の申告をされる場合に、本補助金の額を住宅購入費・新築費から控除することが必要です。

＜申告先について＞ 税務署

【問合せ先】

●郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金に関すること

郡山市こども部こども総務企画課 電話：024-924-3801

●申告方法等に関すること

・住民税の申告 郡山市税務部市民税課 電話：024-924-2081

・所得税の申告 郡山税務署 電話：024-932-2041

※令和9（2027）年1月1日現在で、郡山市外へ転出している場合は、お住まいの市区町村の税担当窓口または税務署へお問合せください。